

# 荒瀬ダム対策検討委員会設置要綱

## (設置)

第1条 荒瀬ダム撤去方針に基づくダム撤去計画について検討するため、荒瀬ダム対策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について検討を行う。

- (1) ダム管理対策及び環境対策に関すること。
- (2) ダム撤去計画の策定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

## (構成)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員会に委員長を置き、委員のうちから互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を統括する。
- 4 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員会は、必要な都度委員長が招集する。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外のものの出席を求め、意見を聞くことができる。
- 7 委員会に、ダム撤去工法について必要な調査及び検討を行うため、ダム撤去工法専門部会（以下「部会」という。）を置く。

## (部会)

第4条 部会は、別表第2の委員をもって構成する。

- 2 部会に部会長を置き、委員のうちから互選によりこれを定める。
- 3 部会長は、部会を統括する。
- 4 部会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 5 部会は、必要な都度部会長が招集する。
- 6 部会は、調査及び検討の結果を委員会に報告する。
- 7 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外のものの出席を求め、意見を聞くことができる。

(任期)

第5条 委員会及び部会の委員の任期は平成21年3月31日までとする。

2 委員会又は部会の委員が、その任期中において欠けた場合は、補欠の委員を選任することができる。ただし、この場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第6条 委員会及び部会の庶務は、熊本県企業局工務課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるものほか、委員会及び部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成15年6月10日から施行する。

2 第5条第1項に規定する委員会及び部会の委員の任期は、同項の規定にかかわらず、必要に応じて延長することができる。

附 則

この要綱は、平成17年6月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。